令和５年４月
長 崎 県 警 察

確認事務の委託に関する事務取扱規則の一部改正に伴う結果の公示について

１　規則の題名
確認事務の委託に関する事務取扱規則

２　規則の趣旨
この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）で定めるもののほか、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う確認事務の委託に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

３　意見公募手続を実施しなかった旨及び理由
今回の規則の改正は、道路交通法の一部改正において条が技術的修正によりずれたことに伴う必要とされる形式的な変更であるため、行政手続法第39条第４項第８号の規定に準じて意見公募手続を実施しませんでした。